

家財保険 特約改定のお知らせ

平素より Mysurance をお引き立ていただきありがとうございます。

Mysurance では補償の充実を目的に、賃貸住宅用の家財保険にセットされている「借居戸室の変更に関する特約」（以下、本特約といいます。）について 2023 年 11 月 28 日付で改定を行います。

本特約は、賃貸住宅にお住まいの方が他の賃貸住宅へ転居する際に、引越し期間中の旧住居・新住居両方のお住まいにある家財を補償するものですが、本改定により賃貸住宅に必要な借家人賠償責任・修理費用についても新旧住居ともに補償を拡大します。これにより、お客さまに引越し期間中も安心いただけるとともに、転居に伴う家財保険の解約・つけ直しを行う必要をなくし、現在のご契約を継続することができます。

本改定については、2023 年 11 月 27 日以前に申込みいただいたご契約についても改定後の本特約を適用しますので、ご契約者の皆さまにお知らせいたします。

1. 改定の概要

本特約は、賃貸住宅の転居に伴う引越し期間中の旧住居・新住居両方に収容される家財を補償していますが、賃貸住宅に必要な借家人賠償責任・修理費用についても補償されるよう改定いたします。

<引越し期間中の補償比較>

補償	改定前	改定後
家財の補償	○	○
借家人賠償責任・修理費用の補償	×	○

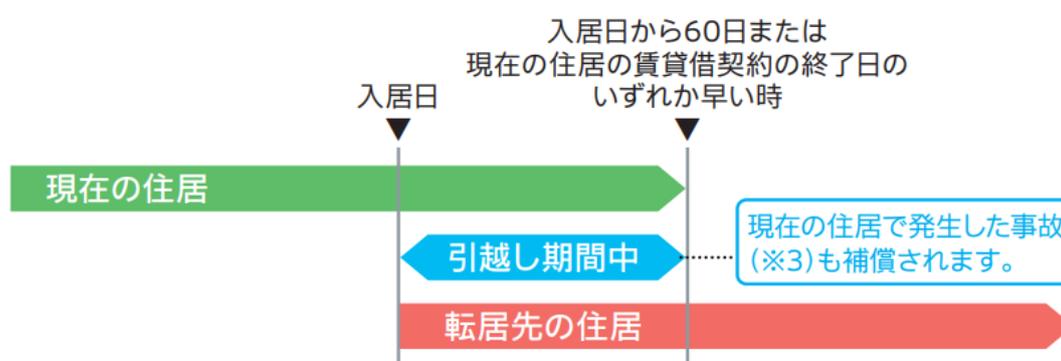
○：現在の住居、転居先の住居ともに補償

×：契約内容確認証記載の物件所在地の住居のみ補償

また、これまで転居先の住居への変更手続きは、実際に転居する時以降に行っていた
く必要がありましたが、転居先の住居への入居日が決まったタイミングで予め物件所在地
変更を行うことができるよう合わせて改定を行います。

- ・ 転居先の補償は入居日（※ 1）から開始します。（※ 2）
- ・ 入居日（※ 1）から 60 日または現在の住居の賃貸借契約が終了する日のいずれか早い
時まで、現在の住居において発生した事故（※ 3）も補償されます。

<引越し期間中の補償イメージ>



- （※ 1） 賃貸借契約書等の契約期間の始期日をいいます。
- （※ 2） 物件所在地の変更手続きが入居日よりあとの場合は、変更手続き日からとし
ます。
- （※ 3） 保険の対象について生じた事故、借家人賠償責任特約または修理費用特約に
規定する事故をいいます。

2. 対象商品

本特約がセットされている以下の商品が対象となります。

- ・ 火災保険 賃貸スタンダードプラン
- ・ 火災保険 家財上乘せプラン
- ・ スマート賃貸火災保険 ベーシックプラン
- ・ スマート賃貸火災保険 スリムプラン
- ・ Simple 家財保険 ライトプラン

3. 改定時期

2023 年 11 月 28 日から

※2023 年 11 月 27 日以前にお申込みいただいたご契約も対象となります。

改定後の普通保険約款および特約は 2023 年 11 月 28 日以降に弊社公式ウェブサイト
([LINK](#)) またはマイページよりご確認ください。

以上